

令和6年 第2回自治推進委員会会議次第

日 時：令和6年11月21日（木）

午後3時45分から

場 所：東御市中央公民館3階講堂

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会議事項

(1) 令和7年の当面の日程

ア 令和7年消防出初式の挙行について (消防課)

期 日 令和7年1月12日（日）

時間／場所

午後0時50分 幼年消防クラブ行進 田中商店街

(行進終了後)

新春演奏＜消防団ラッパ隊、消防団音楽隊＞

田中商店街

午後1時30分 分列行進

田中商店街

午後2時30分 式 典

東御市文化会館

その他 ・新区長の出席をお願いします。(12月中に現区長さんあて通知文を送付いたしますので、新区長さんへ引継ぎください。)

イ 令和7年新区長会・自治推進委員会の開催について (地域づくり支援課)

期 日 令和7年1月17日（金）

時 間 午後1時30分から午後4時30分まで

場 所 東御市中央公民館3階 講堂

ウ 令和7年自治推進委員会視察研修について (地域づくり支援課)

期 日 令和7年2月19日(水)～20日(木)

場 所 東京都大田区、千葉県佐倉市(雷電) 他

詳細については、令和7年1月上旬に新区長へ案内通知を送付します。

(2) 提出等をお願いするもの

※別紙「提出書類等一覧表」に添付されている書類をご確認ください。

ア 令和7年区役員等の名簿の提出について (地域づくり支援課) 1 ページ

 a 消防防災班の編成と年間活動計画書等の提出について (総務課) 4 ページ

イ 災害時の連絡手段の整備について (総務課) 8 ページ

ウ 花苗の配布について (地域づくり支援課) 9 ページ

エ 福祉運営委員の選出について (社会福祉協議会) 10 ページ

(3) 連絡事項

ア 役員交代に伴う市報等配布の対応等について (企画振興課) 11 ページ

イ 市道の除雪作業等について (建設課) 12 ページ

ウ 地域役員選出における男女共同参画の推進について (人権同和政策課) 16 ページ

エ 令和6年度区長期事業計画の内示状況について (地域づくり支援課) 17 ページ

オ 市から区等へ依頼している各種業務の負担軽減について (地域づくり支援課) 18 ページ

カ 事務交付金の支払いについて (地域づくり支援課) 別紙

キ 自治推進委員謝礼の支払いについて (地域づくり支援課) 別紙

(4) 質疑・応答

4 そ の 他

5 閉 会

令和 7 年区役員等の名簿の提出について

1 名簿の提出について

令和 7 年区の新役員及び市等に推薦等していただく各委員等につきまして、別紙「令和 7 年区役員等名簿」を提出いただきますようお願いいたします。

2 提出期限

令和 7 年 1 月 7 日（火）

なお、期限までにすべての人選ができない区につきましては、お手数ですが、その旨をご連絡をお願いします。

3 提出先 地域づくり支援課

電子メール：chiiki@city.tomi.nagano.jp

または

FAX：64-5610

担当する地域づくりサポーター（市職員）に提出していただいても構いません。

4 提出していただく名簿

- (1) 区の新役員（区長・副区長・会計・分館長）
- (2) 市等に推薦等していただく各委員等
 - a 消防防災班
- (3) 広報等配布担当者（支区長等）
- (4) 役員の男女数
- (5) その他の委員等（防犯指導員・区環境推進委員長）

5 その他

- (1) 様式について

別紙「提出書類等一覧表」の様式により提出をお願いします。

なお、市ホームページ内「生活ガイド」⇒「コミュニティ」⇒「協働のまちづくり」
⇒「区・自治区」⇒「区・自治区関係様式、補助金制度」よりダウンロードできます。

- (2) 役員の選出について

区役員の改選の際には、男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由として役員を固定的に分けることのないようご配慮をお願いいたします。

6 問い合わせ

地域づくり支援課（中央公民館 2 階） 電話：7 5－5 5 0 6

市から選出をお願いする各種委員の一覧

委員等の 名称 (人数)	担当 区域	役割 活動内容	任期	報酬 ・ 謝 礼 等	担当係 電話番号
自治推進委員 (1名(区長))	区	■地域と市の協働のまちづくりを推進するための、市と住民の連絡及び協調、市が依頼する業務の連絡調整などを行う。 ・区の長期事業計画の取りまとめと提出 ・各種委員の推薦、・各種会議への出席 ・花苗の取りまとめ、・区境調整や工事等現場立ち合い、連絡調整他	1月1日 ～12月31 日(1年間)	あり	地域コミュニティ推進係 75-5506
防犯指導員 (1名)	区	■区域内の住民と連携を密にし、かつ市担当者、警察等関係機関と連携しながら次の活動を行い、地域住民の身近なところで発生する犯罪や事故の未然防止に努める。 ・防犯パトロール・防犯診断等の街頭活動 ・地域住民の防犯に関する相談活動 他	4月1日 ～3月31 日(1年間)	なし	生活安全係 64-5896
分館長 (1名)	区	■各分館独自の事業運営や市で開催する研修会等の参加や連絡調整などを行う。 ・文化活動、スポーツ大会、学習会等の開催 ・分館報の発行	4月1日 ～3月31 日(1年間)	あり	地域コミュニティ推進係 64-5885
区環境推進委員長 (1名)	区	■ごみ・資源物が適切に排出され、円滑に収集運搬されるよう、次のような各種活動を行っていただきます。 ・ごみステーション・ストックヤードの維持管理等 ・違反ごみがあった場合などの対応	1月1日 ～12月31 日(1年間)	なし	クリーンリサイクル係 63-6814
消防防災班 ※定数は P5 算出表参照	区	■消防防災班を編制し、年間活動計画に基づく防災活動の取り組み及び災害時には状況に応じ自主的な活動にも取り組む。 ・市防災訓練への参加、各種訓練の実施 ・自主防災組織補助金交付申請、実績報告書提出に係る事務 ・自主防災組織【各区消防防災班】活動マニュアルに基づく活動の取り組み ほか	1月1日 ～12月31 日(1年間)	なし	防災係 62-1111 内線 1196

令和7年 区役員等名簿（提出用）

提出期限：令和7年1月7日(火) FAX：64-5610

区名 ○○区

区 長		副区長		会 計	
氏 名	電話番号	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号
ふりがな		ふりがな		ふりがな	
とうみ たろう	自宅 62-1111	たなか ○○	自宅 63-△△△	ながの ○○	自宅 62-○○○
東御 太郎	FAX 64-5610	田中 ○○	携帯 090-△△△	長野 ○○	携帯 090-○○○
業者等へ提供する連絡先	携帯 090-△△△	区環境推進委員長			
	自宅 携帯	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号
		ふりがな		ふりがな	
		しげの ○○	自宅 63-△△△	うえだ ○○	自宅 62-○○○
東御市 県281-2		滋野 ○○	携帯 080-△△△	上田 ○○	携帯 090-○○○
		東御市 滋野○○-△		東御市 上田○○-△	

住所
工事・農地転用等の関係で、業者に地域づくり支援課が区長の連絡先を伝える場合があります。

広報等配布担当者(支区長等)			分館長		
支区名	氏 名	住 所	氏 名	電話番号	
第1支区	東御 四郎	県□□	ふりがな	こもろ ○○	自宅 62-○○○
第2支区	東御 五郎	県○○	小諸 ○○	携帯 090-○○○	
第3支区	東御 六郎	県△△	東御市 小諸○○-△		
			役員の男女数(人)		
				男性数	女性数
			公民館役員		
			※区長、副区長、会計、分館長を除く		
				10	10
			区協議員(協議員)		
				5	2
			(注)区協議員(協議員)欄は、区の意思決定をする会議に出席する役員の内、区三役・分館長以外の人数		

支区がある場合は記入してください。

消防防災班(標準数により選出)		
番号	氏 名	番 号
班長	(区長)	6
副班長	(副区長)	7
1	丸子 ○○	8
2	長和 □□	9
3	東御 △△	10
4	立科 □□	11
5	上田 ○○	12
		13
		14
		15
		16
		17
		18
		19

記入欄が足りない場合は別紙等で提出をお願いします。

(2) - ア - a

消防防災班の編成と年間活動計画書等の提出について

1 令和6年 補助事業等実績報告書及び消防防災班実績報告書の提出

- ①(封筒内別紙) 『補助事業等実績報告書』⇒ 内容確認後、修正等なければ押印せず提出する。
 ②(封筒内別紙) 『消防防災班実績報告書』⇒ 消防防災班活動の実績を記入し提出する。

☆支出の記入時の留意事項

<記入していただく例>

収 入

科 目	金 額	備 考
交付金	9,700 円	東御市より
区負担金	0 円	
合 計	9,700 円	

収 入

科 目	金 額	備 考
交付金	9,700 円	東御市より
区負担金	10,890 円	区より負担
合 計	20,590 円	

支 出

科 目	金 額	備 考
事業費	9,700 円	防災訓練費
合 計	9,700 円	

支 出

科 目	金 額	備 考
事業費(防災訓練)	6,400 円	〇〇消耗品
事業費(防災訓練)	3,300 円	土のう 30 袋
事業費(備蓄品購入)	10,890 円	△△備品購入
合 計	20,590 円	

市からの交付金の額と支出の事業費
が同じで詳細が分からない

事業費を詳細に記入し、支出金額を出してから
交付金を引いた額を区負担金へ記入する

2 令和7年 消防防災班の編成

消防防災班の編成は、各区の標準数(次ページの「各区人口による消防防災班標準数算出表(R7年用)」参照)に基づき、区役員等の名簿に班員名簿を記入し、提出してください。

消防防災班人員は交付金の算定に関係しますので、正確に記入してください。

3 令和7年 消防防災班年間活動計画書の提出

9ページ記載例を参考に(封筒内別紙)「消防防災班年間活動計画書」(令和7年1月～12月までの計画)を提出してください。

4 提出場所・提出期限

◎「総務課 防災係」(東御消防署内)

・消防防災班実績報告書

⇒ 提出期限 令和6年12月13日(金)

・令和7年 消防防災班年間活動計画書

⇒ 提出期限 令和7年 1月17日(金)

※【注意】区の控え用のコピーを必ず取り、原本を市へ提出してください。

◎「地域づくり・移住定住支援室」(中央公民館)

・消防防災班名簿

5 問い合わせ

総務課防災係(東御消防署内) 電話: 62-1111 内線1196

各区人口による消防防災班標準数算出表(R7年用)

地区	区 名	人口	基準数	計算後	定数(標準数)
田中8	加沢	1,751	79	22	22
	常田	2,154	79	27	27
	田中	1,546	79	20	20
	県	1,175	79	15	15
	本海野	1,267	79	16	16
	西海野	500	79	6	6
	白鳥台	253	79	3	5
	城ノ前	315	79	4	5
	赤岩	294	79	4	5
	片羽	767	79	10	10
滋野10	桜井	789	79	10	10
	大石	904	79	11	11
	中屋敷	432	79	5	5
	別府	240	79	3	5
	原口	480	79	6	6
	聖	66	79	1	5
	乙女平	776	79	10	10
	王子平	186	79	2	5
	新張	895	79	11	11
	出場	335	79	4	5
称津14	金井	719	79	9	9
	新屋	528	79	7	7
	東町	669	79	8	8
	西宮	497	79	6	6
	姫子沢	98	79	1	5
	湯の丸	10	79	0	5
	滝の沢	51	79	1	5
	鞍掛自治区	53	79	1	5
	称津南	204	79	3	5
	伊勢原	480	79	6	6
和14	奈良原	144	79	2	5
	リードリーーくらかけ	101	79	1	5
	東上田	1,196	79	15	15
	田沢	525	79	7	7
	大川	417	79	5	5
	栗林	493	79	6	6
	海善寺	444	79	6	6
	曾根	728	79	9	9
	東深井	317	79	4	5
	西深井	138	79	2	5
14	西入	73	79	1	5
	東入	31	79	0	5
	日向が丘	553	79	7	7
	海善寺北	566	79	7	7
	寺坂	304	79	4	5
	睦	142	79	2	5

地区	区 名	人口	基準数	計算後	定数(標準数)
北御牧21	上八重原	414	79	5	5
	田楽平	72	79	1	5
	中八重原	258	79	3	5
	芸術むら	199	79	3	5
	白樺	156	79	2	5
	下八重原	699	79	9	9
	切久保	183	79	2	5
	八反田	146	79	2	5
	本下之城	126	79	2	5
	田之尻	96	79	1	5
	畔田	137	79	2	5
	宮	165	79	2	5
	御牧原南部	289	79	4	5
	御牧原北部	361	79	5	5
	布下	247	79	3	5
	常満	115	79	1	5
	島川原	231	79	3	5
	大日向	168	79	2	5
	光ヶ丘	54	79	1	5
	羽毛山	299	79	4	5
	牧ヶ原	44	79	1	5

67	合計	29,065		368	476
----	----	--------	--	-----	-----

※標準数は地区の人口(人)÷基準数(人)

により算出(小数点以下四捨五入)

※基準数については、長野県の人口÷消防署員で算出した数値人口約790人に対して署員1名を参考にし、地区においてはその10分の1の79人に1名の消防防災班員を置くことを基準としました。

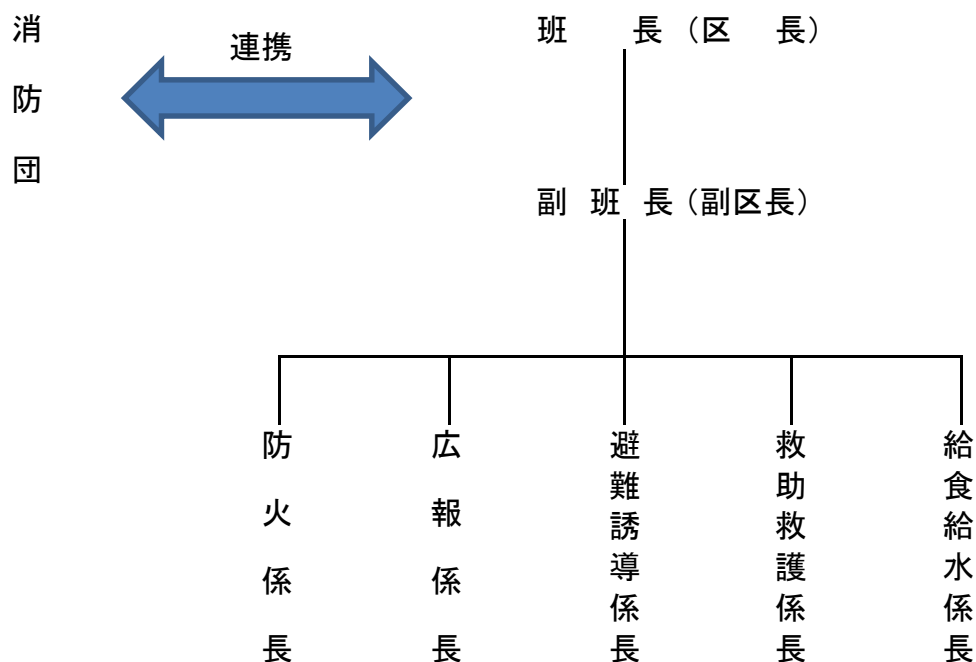
また、各班の最低標準数は5人とします。

(防火・広報・避難誘導・救助救護・給食給水の5つの係により活動するため。なお、5人の地区は各係を兼務または、班長・副班長が係を兼務します。)

※令和6年10月1日時点の人口で算出しています。

※外国人含む。

消防防災班組織(例)



職務分担 (災害時)

- ア 班 長 …… 班を総括し、災害時における防災活動の指揮命令及び他地区からの応援出動の依頼を行う。
- イ 副班長 …… 班長を補佐し、班長が不在の時はその職務を代行する。
- ウ 係の分担
- (ア) 防 火 係 …… 周辺住民の協力を求めて初期消火を行い、火災の拡大(各係調整)を防ぎます。
- (イ) 広 報 係 …… 市や消防機関からの情報を伝え地域の被害状況や避難状況を市へ報告します。
- (ウ) 避難誘導係 …… 組織として安全な行動がとれるよう、避難場所まで住民を誘導します。
- (エ) 救助救護係 …… 資機材を用いて救出作業を行うとともに、負傷者の応急手当を行い、医療施設や救護所に搬送します。
- (オ) 給食給水係 …… 炊き出し、飲料水を確保するほか食料品や救護物資の受け入れ、配給を行います。

- ※ 上記の係編成は一例です。全体調整する係の配置や職務内容等、各区の実情により係編成の検討をお願いします。
- ※ 消防団員は、災害時には消防団長等の命令により活動します。現職消防団員が係員に就任することは、ご遠慮願います。
- ※ 消防防災班を編成する際には、消防団員経験者などの防災活動の経験豊富な人を選ぶことも検討願います。
- ※ その他、消防防災班の役割などについては、「自主防災組織【各区消防防災班】活動マニュアル」(令和4年1月配布)を参照してください。

消防防災班年間活動計画書

○○区

月	活 動 内 容	備 考
通年	災害時における防災活動	
3	春の火災予防週間(広報)	
3	消火栓・器具箱の点検	春の火災予防週間
8	東御市防災訓練打合せ会議	
9	東御市防災訓練参加	
11	秋の火災予防週間(広報)	
11	消火栓・器具箱の点検	秋の火災予防週間
12	年末警戒(区内巡視)	
通年	役員会(訓練打合せ等)	
通年	消火栓・防火水槽付近草刈	地区の清掃日に実施

(2)－イ

災害時の連絡手段の整備について

1 行政連絡手段について

市では、消防防災班長（区長）への緊急時等における行政情報等を迅速かつ確実に伝達するための連絡手段として、区長等のスマートフォンまたは携帯電話のEメールアドレスを登録いただいております。このアドレスは、防災訓練でも活用します。

2 新区長への引継ぎ事項について

新区長へは封筒内にある「別紙依頼文」をお渡しいただき、区長就任後すぐにEメールで市役所宛送信していただくよう、引継ぎをお願いいたします。

また、スマートフォンまたは携帯電話のEメールアドレスをお持ちでない区長は、今年と同様に副区長や会計のEメールアドレスでの登録をお願いしています。

なお、緊急時に外出等により情報のやり取りができることを想定しておりますので、ご自宅にあるパソコンのメールアドレスを報告することではないことをお伝えください。

3 送信先

スマートフォンまたは携帯電話のEメールの題名は「〇〇区報告」、内容に①「区名」と②「役職・氏名」を入力し、下記送信先へ送信するようお伝えください。

メール送信先 : saitai@city.tomi.nagano.jp

4 問い合わせ

総務課防災係（東御消防署内） 電話：6 2－1 1 1 1 内線 1 1 9 6

花苗の配布について

市民と行政の協働によるまちづくりの一環、また区民交流の機会として、花苗の配布を行っています。

1 花苗について

配布時期：令和7年5月中

配布場所：各区公民館

花苗種類：サルビア、マリーゴールド、ニチニチソウ

その他：配布日時、場所の指定はご遠慮ください。この事業は種から配達まで一括して業者委託しており、配達日に合わせて生育を管理しています。

2 生ごみリサイクルたい肥について

配布時期：令和7年4月下旬

配布場所：生ごみリサイクル施設エコクリーンとうみ（田中415-1）

配布上限：各区4袋まで（1袋20kg）

その他：「成分比」チッソ：2.9% リン：3.9% カリウム：0.3%
今回申し込みいただいた数量で、たい肥を用意します。

3 申込期限

令和6年12月13日（金）

4 提出方法

10月18日付ですでに郵送させていただいております「花苗等申込書」を地域づくり支援課（中央公民館）へ提出してください。（FAX、メール可）

電子データが必要な場合は下記までご連絡ください。

5 その他

- ・花苗、たい肥ともに発注を強制するものではありません。ふれあい花いっぱい運動については、区の負担軽減を踏まえ、区内で来年度実施の可否をご検討ください。

希望する区のみ申し込みをお願いします。

- ・農林課で実施している緑化木配布事業とは異なります。
- ・申し込みした内容は新区長へ引継ぎをお願いします。

6 問い合わせ

地域づくり支援課（中央公民館2階） 電話：75-5506

(2)－エ

福祉運営委員の選出について

1 福祉運営委員の役割

東御市社会福祉協議会では、支部（区）の福祉活動を推進するために支部長（区長）を通じて選出をお願いしています。

福祉運営委員の役割として、支部（区）の福祉について話し合ったり、いきいきサロン等の支え合い、助け合いの福祉活動の企画や運営をしていただきます。

活動費として社会福祉協議会から支部（区）福祉活動費の助成や、地域福祉活動応援メニューによる助成、区費等が活用できます。

2 選出基準

福祉運営委員の選出については、次の基準を参考にしてください。

- (1) 支部（区）の福祉活動が円滑に推進されるように支部（区）の実情に合わせて選出をお願いします。
- (2) 出来るだけ任期は2年として、半数交代となるようにお願いします。
- (3) 地域の福祉相談に応じ、地域福祉を推進している民生児童委員を福祉運営委員に選出いただきたく、ご配慮をお願いします。
- (4) 福祉運営委員長は出来るだけ区の役職と兼務をさけて選出いただくようお願いします。
- (5) **男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由とした選出のないようにご配慮をお願いいたします。**

3 提出書類

別紙「令和7年福祉運営委員会名簿（提出用）」を

返信用封筒又は、FAX、メールにて提出してください。

※提出様式のデータは、東御市社会福祉協議会のホームページに掲載します。

FAX：0268-64-5695 Eメール：info@tomisyakyo.or.jp

4 その他

福祉運営委員会については、区の福祉活動を担う中核的な組織のため、必要に応じて行政へ情報提供を行いますのでご了承ください。

5 問い合わせ・提出先

社会福祉法人 東御市社会福祉協議会 地域福祉係 電話：62-4455
(総合福祉センター1階)

役員交代に伴う市報等配布の対応等について

1 年末の市報等配布予定について

年末における市報等の配布を令和6年12月20日（金）に予定しています。
今回までは、現役員の配布担当の方へお届けします。

2 役員交代に伴う市報等配布の対応について

新年最初の市報等配布予定日は、令和7年1月31日（金）です。

ご依頼している「令和7年区役員等名簿」が提出〆切日までに届かない場合、市報等が現役員の方に配布されてしまいますので、ご注意ください。

3 市報等受領専用箱の引継ぎについて

現在、希望する方には「市報等受領専用箱」を配布し、玄関先へ設置してご利用いただいています。

役員を交代する場合は、後任の配布担当の方へ「市報等受領専用箱」の引継ぎをお願いします。

なお、後任の方が必要としない場合や、引継ぎする箱がなく、後任の方が「市報等受領専用箱」の設置を希望する場合は、下記までご連絡をお願いします。

市報等受領専用箱

- (1) 材質等 プラスチック（ポリプロピレン）製 折り畳みコンテナ（ふた一体型）
- (2) 外 寸 縦38cm×横30.5cm×高さ34cm（折り畳み時高さ8.3cm）
- (3) 外観イメージ



※実物には「市報とうみ等受領専用」などの表示があります。

4 回覧板について

回覧板の破損等による交換につきましても、下記までご連絡下さい。

5 問い合わせ

企画振興課 移住定住・シティプロモーション係 電話：64－5893

(3)－イ

市道の除雪作業等について

1 除雪について

(1) 市が行う除雪

概ね積雪 8 cm 以上で対応し、通勤、通学、バス運行の時間帯までにできる限り作業を完了し、道路利用者の交通確保に努めます。

市内の幹線道路 → 市内業者等により実施

(2) 区が行う除雪

概ね積雪 10cm 以上で対応し、区が選定した生活に密着した集落内道路の安全を確保するものです。

集落内道路 → 区が契約した業者（個人を含む）等により実施

「東御市生活道路除雪事業補助金」について

区と業者は除雪路線の委託契約を結び、市は除雪費用に対し補助を行います。要綱に基づき事前の届出が必要ですので、新たに取り組まれる区は建設課管理係へご相談ください。

補助額 ＝ 区が除雪作業に要した委託費用（実績額）の 1 / 2

提出書類（実績報告書、請求書）の様式、記入例を 2 ～ 3 月頃に送付いたしますので、令和 6 年度実績の整理をお願いします。補助金の支払いは令和 7 年 5 月頃を予定しています。

(3) 県と市の相互除雪について

平成 26 年 2 月の大雪を踏まえ、県道や市道など従来の管理区分を超え「緊急時における相互除雪」を行います。県が市道を、市が県道を除雪するといった連携が可能となり、より迅速に通行を確保します。

2 融雪剤散布について

(1) 市が行う融雪剤散布

気象状況、路面状況等から、路面凍結の発生が予想される場合に対応し、道路利用者の交通確保に努めます。

市内の幹線道路 → 市内業者等により実施

(2) 区が行う融雪剤散布

集落内道路（凍りやすい箇所） → 区が実施

1 回あたり 5 袋（1 袋 25kg）を限度として融雪剤を配布します。なお、気象条件などにより、配布袋数やその頻度を調整させていただくことがあります。

●融雪剤配布手順

配布場所： 東御市役所別館及び北御牧庁舎

連絡先： 建設課管理係 電話：64-5892

北御牧庁舎 電話：67-1010

- ・自治推進委員(区長)は、ご希望する配布場所の連絡先へ必要数と希望日時を連絡し、直接取りにお越しく下さい。当日は職員がご案内しますので窓口でお声掛けください。取りに来て頂く方は自治推進委員(区長)でなくても構いません。
- ・休日の配布は東御市役所本館宿直窓口で対応します。ご一報の上、市役所西口へお越しください。(電話：62-1111)

3 砂ポストの活用について

道路勾配が急で凍結の恐れがある箇所には、市道脇に「砂ポスト」が各所設置してありますのでご活用ください。

4 小型除雪機・除雪板等の購入補助制度について

市では、区の小型除雪機等の購入に対し補助制度を設けています。

(「東御市小型除雪機等購入補助金交付要綱」参照)

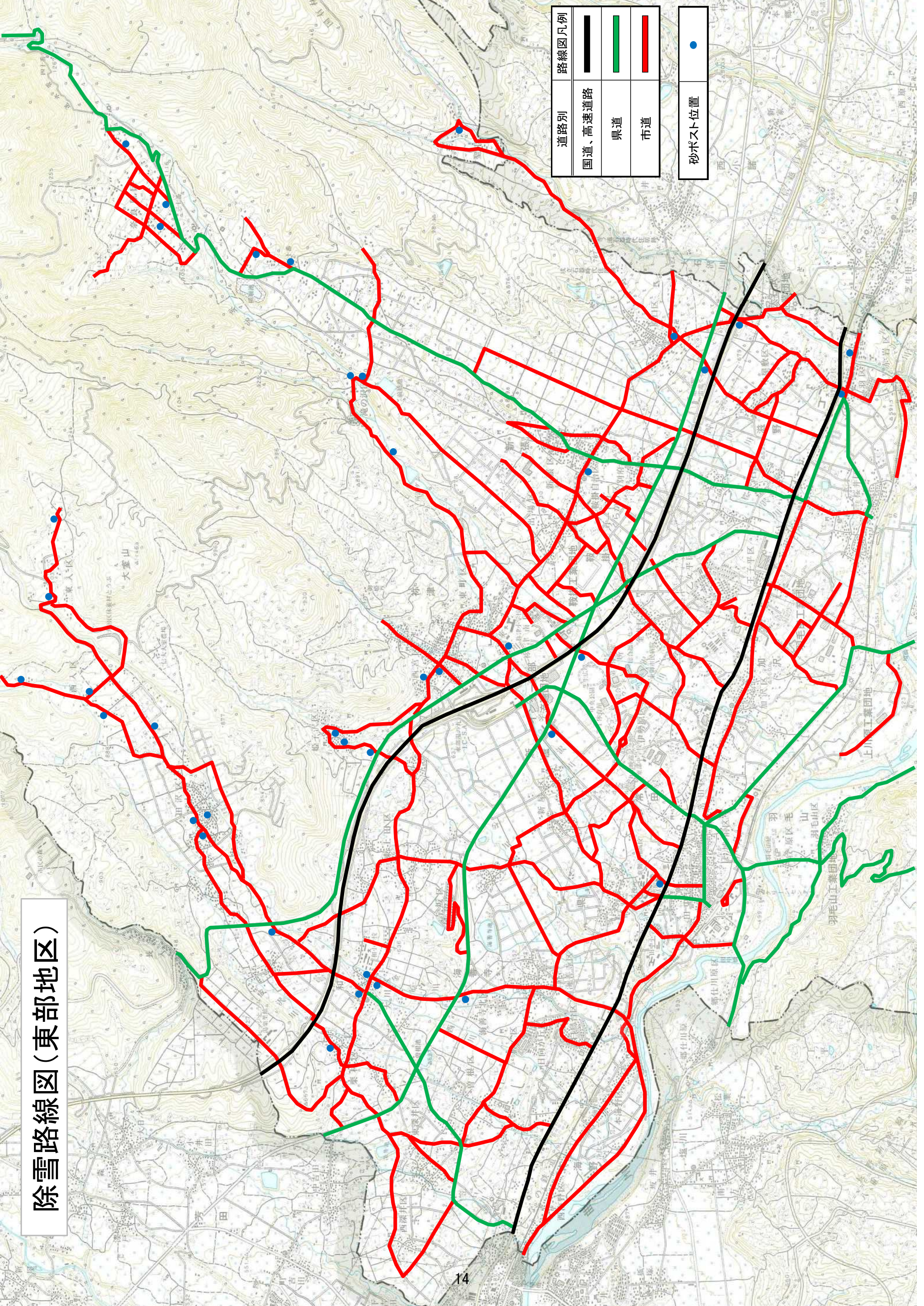
希望のある区は早めに連絡をお願いします。

- (1) 小型除雪機の入補助 → 購入費の1/2 (限度額 15 万円)
(自走式のロータリー等)
- (2) 除雪板等の購入補助 → 購入費の1/2 (限度額 15 万円)
(トラクター、軽トラック前面に装着する除雪板等)
- (3) 小型除雪機等の修繕補助 → 修繕費の1/2 (限度額 5 万円)

5 問い合わせ

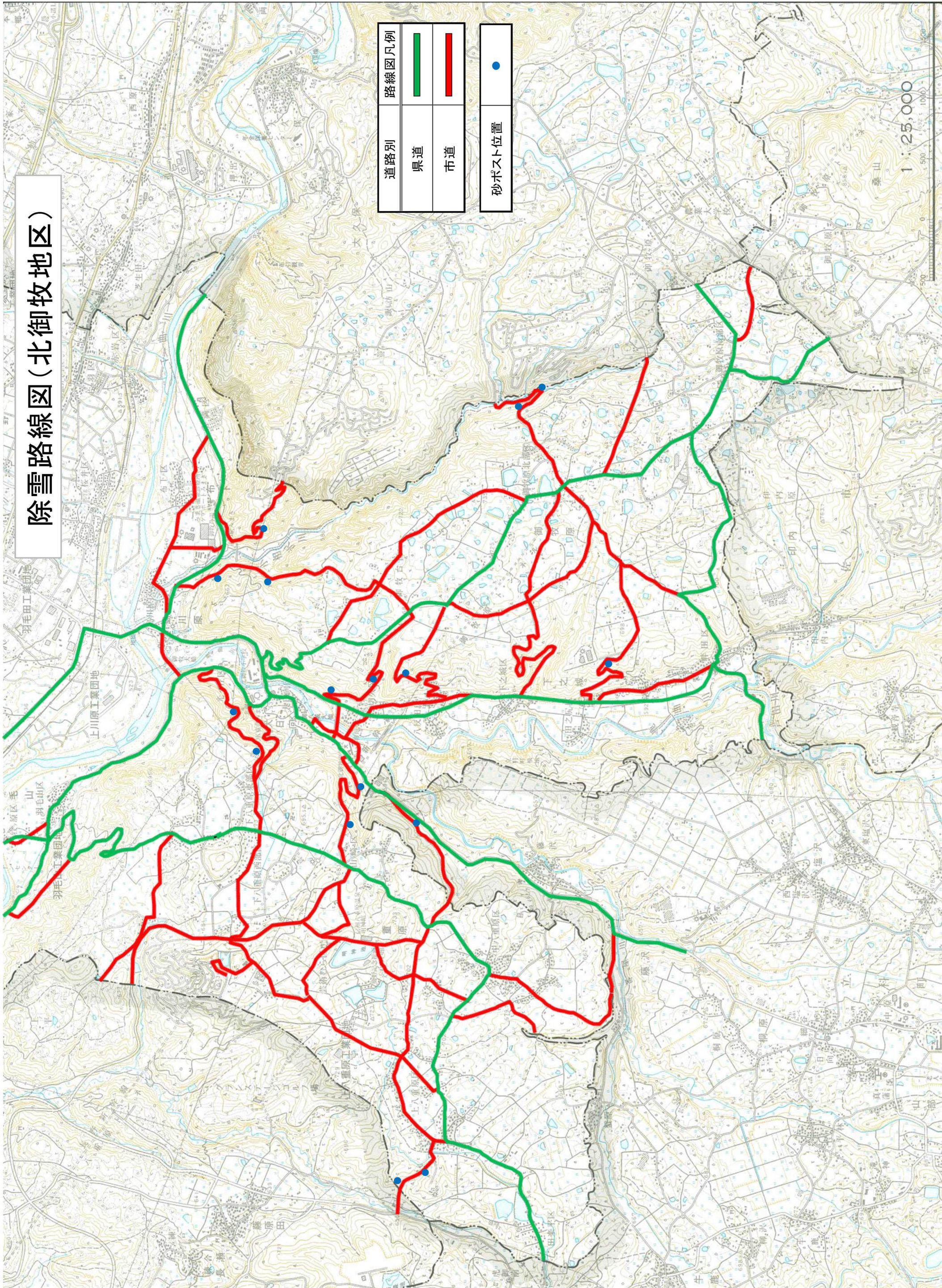
建設課管理係 電話：64-5892

除雪路線図(東部地区)



道路別	路線図凡例
国道、高速道路	
県道	
市道	

砂ポスト位置	
--------	--



(3)－ウ

地域役員選出における男女共同参画の推進について

市では、社会のあらゆる場における方針の立案や決定に、男女が共同して参画する機会が確保されるよう、男女共同参画推進条例及び同基本計画を策定し、施策を展開する中で推進を図っているところです。

基本計画では目標値を定め推進にあたっており、地域役員の選出については、区三役、協議委員、公民館長の女性割合を20%にすることを目標としておりますが、下記状況のとおりに達成できていない状況です。

また、地域における委員会等の男女構成比率においては、組織によって大きくばらつきも生じています。

これらを鑑み、地域役員選出の際には、男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由として役員を固定的に分けることのないよう、ご配慮をお願いいたします。

1 第2次東御市男女共同参画推進基本計画の評価指標

評価指標	内 容	計画策定時 (R3)	現状 (R6)	目標値 (R8)
地域役員への 女性の参画促進	区三役、協議委員、 公民館長の女性の割合	14.5%	16.3%	20%

2 令和6年地域役員の役員別参画状況

	区長	副区長	会計	協議員 等	公民館 長	計	地区別内訳				
							田中	滋野	祢津	和	北御牧
男性（人）	66	63	54	428	62	673	100	107	155	144	167
女性（人）	1	3	6	118	3	131	22	12	17	38	42
計（人）	67	66	60	546	65	804	122	119	172	182	209
女性の 参画率	1.5%	4.5%	10.0%	21.6%	4.6%	16.3%	18.0%	10.1%	9.9%	20.9%	20.1%
(参考) 令和5年	0.0%	4.5%	10.4%	19.5%	7.7%	15.0%	16.9%	8.5%	10.2%	19.8%	17.7%
(参考) 令和4年	3.0%	4.5%	10.4%	19.7%	10.8%	15.5%	17.1%	8.9%	5.7%	20.3%	21.7%

3 問い合わせ

人権同和政策課 男女共同参画係（東部人権啓発センター内）電話：64－5902

令和6年度区長期事業計画の内示状況について

1 区長期事業計画

区長期計画とは、各区が市民生活の向上に資する社会的な生活基盤を整備するために要望する、道路、水路、交通安全施設、防犯灯設置、区民広場等の整備に関する事業計画書です。

2 令和6年度内示の状況（令和5年度申請に基づく実施内示）※令和5年度実施済み分含む

全地区	申請件数	内示（単位：件、千円）				
		件数	総事業費	区負担	市負担	国・県等の支出を伴うもの
67区	570	194	134,483	11,308	123,175	6,900
5地区	9	1	40,000	0	18,000	22,000
合計	579	195	174,483	11,308	141,175	28,900

※市が実施する市道修繕や側溝改修は事業費に含まれません。

<内示の事業内訳>

工事区分	対象事業	申請 事業数	内示 件数	総事業費 (千円)	市負担 (千円)
土木工事	市道等の整備 (拡幅、舗装、歩道、側溝、道路設備、危険防止対策 等)	249	82	121,900	99,900
	交通安全対策 (カーブミラー、歩道橋、信号機、標識、横断歩道、ガードレール、通学路 等)	113	9	3,300	3,300
	排水路・河川等の整備（雨水対策含む）	62	9	20,200	20,200
	都市公園の整備	4	0	—	—
	農業用施設整備（用排水路・ため池・頭首工・畑かん）	18	5	4,552	2,978
	農道の舗装工事等	7	3	1,137	796
その他	公民館（新設・増改築・修繕・耐震 等）	38	17	12,641	5,136
	区民広場整備、文化財の保護 等	13	6	1,086	528
	防犯灯整備	49	51	2,080	1,050
	ゴミステーション整備	7	7	600	300
	消防施設整備	14	4	6,987	6,987
	その他	5	2	—	—
計		579	195	174,483	141,175

3 問い合わせ

地域づくり支援課（中央公民館2階） 電話：75－5506

(3)-才

市から区等へ依頼している各種業務の負担軽減について

1 負担軽減検討の経過

昨年の自治推進委員会において、「区長及び役員の高齢化や加入世帯の減少等により、市から依頼される業務等について負担感が増しているため、市として負担軽減について検討してほしい」との要望をいただきました。

そこで本年、令和5年、6年の区長の皆様を対象にアンケート調査を実施し、関係各課で作成した軽減案を基に、5地区の正副区長会長からご意見を頂戴しながら負担軽減を検討してまいりました。

令和6年3月～7月 庁内検討会議の開催

4月 アンケート調査の実施

7月～9月 5地区正副区長会で検討（行政連絡会議）

11月 自治推進委員会で報告

2 アンケート状況

(1)対象者 令和5年、令和6年区長 計127名

(2)回答数 100名、回答率 78.74%

3 負担軽減検討項目（詳細はP19～21）

検討項目総数 30項目

内 縮小項目 12項目

廃止項目 2項目

現状維持 16項目

4 検討結果

今回の負担軽減策については、あくまでも、現時点で市ができることのみですが、これで、終わりということではありません。今後も引き続き、時代に合わせて変えられるところは、変えていきたいと考えております。運用していく中で、課題等あれば引き続き検討してまいります。

5 問い合わせ

地域づくり支援課 電話：75－5506

令和6年度 東御市が検討した区等の負担軽減に関する一覧表

R6.11.21 令和6年度第2回自治推進委員会資料

No.	委員・業務等の名称	役割・目的	検討の方向性					施行年月 ※予定	検討の内容(理由)	担当課
			任期の 改善	委員定数の 縮小	活動内容 会議数の 縮小	その他	廃止	現状維持		
1	自治推進委員	■地域と市の協働のまちづくりを推進するための、市と住民の連絡及び協調、市が依頼する業務の連絡調整などを行っていただきます。				○			R7.1～	地域づくり支援課
2	公民館活動推進員	■地域における公民館関連事業を奨励、援助することを目的に、公民館活動に関する助言等を行っていただきます。		○					R8.4～	
3	区長期計画の取りまとめ	■各区が計画・要望する事業の中で市の財政措置を必要とする事業を把握するため事業計画の取りまとめを行っていただきます。				○			R7.4～	
4	花いっぱい運動花苗の取りまとめ	■区民交流に寄与し、景観をより良くするため、希望する区には花苗を植えていただきます。				○			R6.11～	
5	青少年補導委員	■青少年の健全育成のため街頭啓発活動等や会議、研修などを行っていただきます。				○			R8.4～	
6	防犯指導員	■区域内の住民と連携を密にし、かつ市担当者、警察等関係機関と連携しながら次の活動を行い、地域住民の身近なところで発生する犯罪や事故の未然防止に努めていただきます。			○	○			R7.4～	生活環境課
7	交通指導員・補導員	■交通安全機関及び団体との連携のもと、街頭における交通指導、啓発活動その他市民の交通安全の確保に関する活動を行い、交通安全思想の高揚及び交通秩序の確立に務めていただきます。		○		○			R8.4～	
8	地域福祉計画推進委員	■社会福祉法に基づく地域福祉計画における計画に対する取組や進捗状況について検討していただきます。					○		R6.4～	福祉課
9	生活支援協議体委員	■多様な団体間の情報共有と連携強化の推進を目的とし、地域の課題についての問題提起や課題に対する取り組みなどについて協議していただきます。					○		R6.7～	
10	健康づくり推進委員	■「自らの健康は自らつくる」意識の高揚と、区内及び地区内において健康増進の推進者として学習会や研修会への参加・開催、保健事業参加等の活動を行っていただきます。			○	○			R7.4～	健康推進課
11	緑化木配布	■公共施設等における環境緑化等を推進するため、緑の募金を原資とした希望苗木の取りまとめ、植栽を行っていただきます。				○			R6.10～	農林課
12	緑の募金	■森づくりや緑に関する活動を行うため、区民への周知及び募金の取りまとめを実施していただきます。（区長及び支区長）				○			R7.4～	
13	河川モニター	■一級河川のうち、地域住民生活に関連する区域において、河川を巡視し、河川管理施設等の状況を上田建設事務所に報告いただいています。				○			R7.4～	建設課
14	投票管理者等選挙立会人の選出	■投票所の事務執行を監視し、選挙の公正を確保していただきます。				○			R6.10～	選挙管理委員会

令和6年度 東御市が検討した区等の負担軽減に関する一覧表

R6.11.21 令和6年度第2回自治推進委員会資料

No.	委員・業務等の名称	役割・目的	検討の方向性					施行年月 ※予定	検討の内容(理由)	担当課
			任期の 改善	委員定数 の縮小	活動内容 会議数 の縮小	その他	廃止	現状維持		
15	消防防災班	■消防防災班を編制し、年間活動計画に基づく防災活動の取り組み及び災害時には状況に応じ自主的な活動にも取り組んでいただきます。						○	消防防災班は、日頃から地域で防災活動に取り組み、災害が発生したときに「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、自主的に組織されていることから、今後も維持する必要があります。	総務課
16	国統計調査に従事する統計調査員の推薦	■国や県からの依頼に基づき、各地域において統計調査員を推薦していただきます。						○	国や地方自治体が各種行政施策を行う上で、大変重要な資料となる「国勢調査」や「農林業センサス」等の統計調査は、全国一律に実施され、周辺自治体はもとより、全国の自治体では調査員の選出を自治会に依頼している状況です。 そのため、市では登録統計調査員も確保しておりますが、区長には地元の状況に詳しい調査員の選出をお願いするものですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。	企画振興課
17	市報等の配布文書	■市民の皆様へ必要な情報を効率的に伝達するため、毎月1日頃に市報等の配布を行っていただきます。						○	「区等の負担軽減に関するアンケート結果」におきまして、「市報等の配布文書」は7割以上の方が必要性を感じていることから、現状維持とさせていただきます。ただし、負担軽減については研究してまいります。	
18	分館長	■各分館独自の事業運営や市で開催する研修会等の参加や連絡調整などを行っていただきます。						○	分館長は、分館交流スポーツ大会や区民交流など、公民館事業を行う上で重要な役割となります。このため、分館長の選出につきましては引き続きご協力をお願いします。	地域づくり支援課
19	環境保全監視員	■環境保全のため、地区内をパトロールしていただき、環境汚染箇所の調査や防止、市への報告などを行っていただきます。						○	R6年度から各地区から1名程度の選出に変更し見直しを行っています。 委員数：R5年度まで14名 ⇒ R6年度から8名 条例に基づく業務であるため引き続きご協力をお願いします。	生活環境課
20	まちをきれいにする月間	■市民が健康で快適な生活を営むことができるよう市民の自覚と協力のもとに、自然環境及び生活環境をよくし、住みよい郷土の実現することを目的としています。						○	環境をよくする条例では、「市民は市が行う環境保全に関する施策に積極的に協力するとともに、環境保全に自ら努めなければならない」と規定されています。区内、自宅周りを清潔に保つことは自ら或いは地域において行っていただくことをお願いします。 なお、区内清掃日等は各区毎での調整をお願いします。	生活環境課
21	環境推進委員 (ゴミステーション・ストックヤードの設置・維持管理等)	■ごみ・資源物が適切に排出され、円滑に収集運搬されるよう、各種活動を行っていただきます。						○	各区で管理いただいているごみステーション・ストックヤードの維持管理や違反ごみがあった場合などの対応を、各区に専門の委員を配置いただくことにより円滑に行うことができます。また行政との連携窓口にもなっていいただいておりますので引き続き、ご協力をお願いします。	
22	地域福祉計画推進・策定委員	■社会福祉法に基づく、地域福祉計画の策定において、地域の取組や方針についてその実情に合わせた計画を策定するため必要となり、策定後はその取組状況について検討を行っていただきます。						○	計画策定の上で、地域の実情を協議し計画に反映する必要がありますので引き続きご協力をお願いします。なお、地域福祉推進委員と統合することにより区等における役員選出数は縮小されます。	福祉課
23	民生児童委員	■地域福祉推進のために担当地域世帯の状況把握及び福祉サービス等の情報提供、行政 機関との連携業務を行っていただきます。						○	厚生労働大臣委嘱された職務で、「児童委員」を兼ねており、常に住民の立場に立って相談に応じ社会福祉の増進に努めていただいています。また、委員数の縮小を図ると一人当たりの業務量が増えてしまい負担がかかってしまうため委員数を含め現状を維持とします。	
24	個別避難計画地域支援者選出	■地域防災体制における、災害発生時の避難行動が特に困難とされる方への安否確認等避難支援を行います。						○	法律に基づく地域支援の対応となり、災害発生時に必要とされるため現状維持とします。 また、地域支援者については、災害発生時の際にご協力をいただくため年間での行事や会議等はありません。	
25	健康づくり推進協議会	■市民の健康づくりに関する事項を調査審議していただきます。						○	地域と健康づくりを推進するにあたり、地域全体の動きと合わせて活動を推進したいため。	健康推進課
26	雷電まつり踊り連取りまとめ	■区としての踊り連参加有無の報告をしていただき、踊り連へ参加される場合は取りまとめをお願いします。						○	雷電まつりの参加申し込みは、大勢の市民の皆様が参加していただきたく、区長の皆様へ通知を送らせていただいております。参加については区ごとのご都合に合わせておりますので多くの区や団体が参加できる体制を整え継続してまいります。	商工観光課
27	学校便りの配布	■「地域に開かれた学校づくり」のため、学校の様子を周知していただきます。						○	地域住民の方が情報を知る唯一の機会となっているため、引き続きご協力をお願いします。	教育課
28	農業委員、農地利用最適化推進委員	■農地法に基づく、農地の権利移動、農地転用の審査、違反転用等の指導、また、担い手農家への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等のための現場活動を行っていただきます。						○	近年、農業関連の法律等の改正により、農業委員、農地利用最適化推進委員が実施すべき職務がかなり国から求められています。そのような中で、一人一人の業務量をこれ以上増やすわけにはいかないため、委員定数等の縮小は考えることができない状況です。	農業委員会

No.	委員・業務等の名称	役割・目的	検討の方向性					施行年月 ※予定	検討の内容(理由)	担当課	
			縮小				廃止				現状維持
			任期の 改善	委員定数の 縮小	活動内容 会議数の 縮小	その他					
29	東御市社会福祉協議会支部長	■区の福祉課題を把握し、地域と協働して、社会福祉協議会の事業推進を担っていただきます。						○		社会福祉協議会の推進する小地域(区)の助け合い支え合いの福祉活動を進めるうえで、区の代表である区長の皆さんや民生児童委員、福祉運営委員等の理解と協力が必要とされるため、引き続きご協力をお願いします。	東御市 社会福祉協議会
30	長野県共同募金会 東御市共同募金委員会 (赤い羽根共同募金)	■共同募金は、地域のための募金として約75%が東御市の福祉活動に配分されます。特に戸別募金は、地域の皆さまのご協力により実施するもので、周知・啓発を含め、大切な役割を担っています。						○		共同募金は、地域に根差した募金として役員の皆さまのご協力により周知・募金活動が実施できております。今年度からは、ご意見の多かった「募金封筒への氏名・金額の記入欄の廃止」を検討しております。今後も地域の皆さまとお話し合いをさせていただきながら、地域に寄り添った形での募金運動を検討してまいります。	
合計			14				2	16			